

平成 2 9 年 8 月 2 5 日

## アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年 8 月 25 日（金曜日） 午前 9 時 59 分～午前10時54分

2 開催場所 第 3 委員会室

### 3 案 件

- 1 平成24年度青森市中心市街地活性化協議会議事録について
- 2 上申書への対応について
- 3 証人喚問について
- 4 記録の提出期限の延長について
- 5 記録の提出について
- 6 その他

### ○出席委員

委員 長	丸 野 達 夫	委 員	長谷川 章 悦
副委員 長	山 脇 智	委 員	藤 原 浩 平
委 員	中 村 美津緒	委 員	仲 谷 良 子
委 員	木 戸 喜美男	委 員	秋 村 光 男
委 員	里 村 誠 悦	委 員	赤 木 長 義

### ○欠席委員

なし

### ○事務局出席職員氏名

議会事務局 長	木 浪 龍 太	議事調査課 主査	石 澤 貴 志
議会事務局 次長	八木 澤 透	議事調査課 主査	山 内 克 昌
議事調査課 長	齋 藤 賢 剛	議事調査課 主査	柴 田 聡
議事調査課 副参事	横 内 英 雄	議事調査課 主査	花 田 昌
議事調査課 主査	山 田 達	議事調査課 主事	高 木 涉

**○丸野達夫委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。なお、発言に当たりましては、マイクを使用させていただきますようお願い申し上げます。

市政記者の皆様に申し上げます。

委員には非公表の部分も含まれている資料も配付しておりますので、御配慮、御協力お願い申し上げます。

案件に入る前に、配付資料について事務局に説明を求めます。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、委員の皆様へ配付している資料の確認をさせていただきます。

まず、平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事録。こちらの資料は、委員の皆様へのみの配付となっております。

次に、上申書への対応について。

次に、新政無所属の会回答文案。

次に、鈴木弁護士からの上申書。

次に、アウガ問題調査特別委員会記録提出要求一覧。こちらの資料は、委員の皆様へのみの配付です。

次に、沼田智光氏からの上申書。こちらにも、委員の皆様へのみの配付となっております。

最後に、アウガ問題調査特別委員会記録提出要求書。こちらは、要求先が第三者でありますので、傍聴者の皆様への資料は要求先が空欄となっております。あと、委員の皆様には、ほかに附属資料として 2 枚つけております。

説明は以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

早速ですが、案件に入らせていただきます。

案件の 1 「平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事録について」を議題といたします。

議事調査課に説明を求めます。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** それでは、お手元に配付の平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事録をごらんいただきたいと思います。

こちらの資料は、8 月 9 日付で市長に対し任意で資料の提供を求めましたところ、8 月 21 日付で執行部から提供されたものです。内容の御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事録について、御意見等あります。なお、当該記録は個人情報が含まれていますので、配慮をよろしくお願いいたします。

ありますか。はい、中村委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会といたしまして、平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事録について記録の提出を求めた次第であります。

なぜこの資料を求めたかと申しますと、平成 29 年 3 月 29 日の第 2 回アウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、今回の市の補助事業である青森市「食」街道めぐり事業は、青森駅前再開発ビル株式会社――以下、ビル会社とありますが、ビル会社ありきではなかったのかという私の質疑に対しまして、青森市は、さまざまな広報を通じて周知し、青森市中心市街地活性化協議会の中で議論し、基本計画に位置づけた上で補助しようとした、結果としてほかの方から応募がなかった、という御回答であり、また、平成 29 年 3 月 31 日の第 3 回アウガ問題に関する調査特別委員会におきまして、藤田委員の補助事業の定義、内訳の質疑に対しまして、ビル会社が国の補助金の申請をした事業があり、これは単純に言いますと、ほかに何もなければ国の資金と会社の自己資金のみで行われるものであります。市としてもこの事業に支援、推進すべきとの考えで 500 万円を補助として出しており、結果としてほかから手は挙がらなかった、と答弁されております。ただ、時系列に直しますと不自然な点がありましたので、この資料の提出を求めたものであります。

平成 24 年 2 月 17 日に、前市長が定例記者会見で初めてこの補助金に関して皆様に周知をいたしました。そして、その 1 週間後である平成 24 年 2 月 24 日に、ビル会社がこの補助事業を国へ公募申請しておりました。この際に、青森市「食」街道めぐり事業として、市からの補助金 500 万円がもう既にこれに盛り込まれており、かつ、市からの意見書も添付されておりました。この件について、不自然ではないですかとこれまでも何度もただしてまいりました。そして、この国へ公募申請したものが採択されたのが、2 カ月後の平成 24 年 4 月 9 日です。

それで、この平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会が初めて開催されたのが 5 月 30 日で、これが第 1 回目、時間が 16 時から 16 時 40 分までの 40 分間でありました。この議事録を見ますと、議案が 2 つです。1 つは、平成 23 年度の事業報告と収支決算報告、2 つ目に、平成 24 年度事業計画案と収支予算案が審議されております。そしてこの中に、第 2 期青森市中心市街地活性化計画について、青森市経済部長から概要だけについての説明がされておりました。それでもうこの総会は閉じられております。しかし、ビル会社

が本市へこの補助金の交付申請をしたのは、この第1回目の中心市街地活性化協議会が開かれたさらに2カ月後の平成24年7月24日でした。そして、本市が受理したのも、その当日の平成24年7月24日です。

次に、この青森市中心市街地活性化協議会運営委員会が開かれたのは平成25年2月7日で、つまり、この補助事業がもう既に実施されているときに2回目が行われており、この会議の内容、報告書を見ますと、あおもり「食」街道めぐり事業への名称・計画区分の変更の報告のみがなされ、会議を閉じていることが、この議事録からわかりました。

よって、この中心市街地で数多い企業に今回の青森市の補助事業、食をテーマとしたこの補助事業が本当に周知徹底されたのかということは、いまだに疑問が残されたままであります。この「食」街道めぐり事業のみならず、ほかの補助事業も多数ありました。

今後は、本市として、補助事業等のみならず、また、このような新たな誤解を生じることがないように、公平、公正に透明性を持って臨んでほしいと、この議事録を見て思った次第であります。

私からの報告は、以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

ほかに、この議事録につきまして御意見ありますか――ありませんか。

なければ、これで案件の1を閉じたいと思います。

なお、委員の皆様には、提出された書類、資料の取り扱いにつきましては十分注意されますようお願い申し上げます。

案件の2「上申書への対応について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** それでは、お手元に配付しております資料「上申書への対応について」をごらんください。

こちらの資料は、8月23日までに各会派からいただきました御意見をまとめたものです。

まず、①「調査事項と出資とのより具体的な関連性について」、こちらにつきましては、新政無所属の会派からは、「三セクの運営の不透明部分等を市民の前に明らかにしようとするのは議会の責務であると考えており、三セクの人事等明らかに三セク固有の事項を除いては、議会が出資等に関連があると判断すれば調査できると解する。仮に、本市議会の調査が違法であるならば裁判所の判断を仰ぐしかないと思われる」という御意見をいただいております。さらに具体的な回答文案も提出されております。それは、別紙のとおりです。市民クラブ会派からは、「これまでの説明しかないと考える」という御意見をいただいております。

続きまして、②「法律の専門家等の助言について」です。自民清風会会派か

らは「法律の専門家を入れる」、新政無所属の会会派からは「相手方が望んでいる以上、こちら側でも弁護士等の助言を得て回答すべきと考える」、日本共産党会派からは「今後の調査の進捗に応じ、弁護士などの協力が必要だと思う」、市民クラブ会派からは「専門家は必要と考える」、公明党会派からは「具体的に弁護士の助言は必要」、社民党会派からは「必要だと思う」、自由民主党会派からは「弁護士等からの助言は必要である」。

③「記録の提出期限の再延長について」です。自民清風会会派からは「再延長すべき」、新政無所属の会会派からは「②の方法で対応すれば、必然的に期限の再延長が必要となってくると思う」、日本共産党会派からは「こちらの回答が遅れたこともあり、再延長しなければならないと思う」、市民クラブ会派からは「やむなしと考える」、公明党会派からは「必要である」、社民党会派からは「認めざるを得ない」、自由民主党会派からは「再延長は必要である」という御意見をいただいております。

各会派からの意見は以上ですが、上申書への対応について御協議をよろしくお願いいたします。

以上でございます

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

まずは、①「調査事項と出資とのより具体的な関連性について」を協議いたします。

具体的に回答文案を示しているのが新政無所属の会会派のみであることから、当該回答文案をもとに協議してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、回答文案を事前にお配りしておりますが、修正箇所等の御意見はありますか。はい、中村委員。

**○中村美津緒委員** 修正箇所が1つありました。3ページの結語の上の5行目、「調査事項と青森市の貴社に対する」というところですが、これを「ビル会社」に訂正させていただければよろしいかなと思います。

以上です。（「どこですか」と呼ぶ者あり）3ページ、結語の上の5行目です。「調査事項と青森市の貴社に対する」というこの「貴社」が、今までビル会社としておりましたので、「ビル会社」に訂正が正しいかと思われま

**○丸野達夫委員長** そうだと思います。

事務局、意味わかりますか。結語の5行上、「全部ビル会社に統一するんだな」と呼ぶ者あり）そういうことです。意味わかりましたか——わからなければ、後で説明します。

ほかにありますか。はい、赤木委員。

**○赤木長義委員** 新政無所属の会に確認したいんですが、まず1ページ目、

ここの8行目かな、「市の財政への影響が甚大であり」となっていますが、その辺、具体的に甚大なのかどうかちょっと疑問なんですけれども、金額的には――この17億円の債権放棄というのは、もう出ているお金ですので、財政的な影響は今年度の予算にはないような気がするんですが、そこはいかがなんでしょうか。

**○丸野達夫委員長** 2段落目のところの4行目だと思います。答えられますか。はい、中村委員。

**○中村美津緒委員** 17億5000万円もの債権というこの金額が、本市の農林水産業全体の予算規模に匹敵し、これまでもそれぐらいに匹敵してきたものが、今回債権放棄をせざるを得ないような状況になったと。よって、このお金はもうないものでありますが、今後というようには記載されておりません。私は甚大だと思っておりますが、赤木委員は甚大だとは思っていないということでしょうか。

**○丸野達夫委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 私の質疑にきちんと答えてほしいんですが、逆に質疑されても困るんですけれども、要は、今言ったのは、もう出たお金が今後の財政において甚大な影響を与えるのかどうかということを私は問うているのであって、今までは影響はあったかもしれないけれども、今年度の予算ということでの比較をしていますから、今年度に甚大な影響があるのかと。それをちょっと確認の意味で私は質疑したわけですから、そこはきちんと答えてほしいと思います。

**○丸野達夫委員長** まあ、先ほど中村委員は、私は甚大だと思うという話だったし、今後の予算には影響はないと思うけれども、これまでの予算に関してはやはり甚大だと答えているので、私は答えたものと思ってます。（「まあ、いいよ」と呼ぶ者あり）

ほかにありますか。はい、赤木委員。

**○赤木長義委員** 2ページ目の下から2行目、ここでの2億のやりとりに関して、これは個人名が出ているんですけれども、ここは個人名ではなく、「市の答弁」なりに直したほうがいいと思います。要は、個人名でいくのであれば、この融資を可決した原因、決定はですね、この説明だけではないはずで。この責任は、当時の首長が、万が一回収できなかった場合には自分に責任があるということを行ったことで、我が会派は可決をしていますので、そのことを踏まえて考えれば、個人名云々ではなく、市が答弁したというように直されたほうがいいと思いますけれども。

**○丸野達夫委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 赤木委員の御意見もごもっともだと思っておりますので、皆様の意見を改めてお伺いさせていただければと思います。（「このままでい

い」と呼ぶ者あり)

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 この文案のとおりでいいと思います。個人の名前として出ていますけれども、公的な立場の肩書もついていますので、個人情報には当たらないし、十分な説明になると思いますので、このままでよろしいと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか。はいどうぞ、中村委員。

○中村美津緒委員 赤木委員に、ちょっと1つだけ。

この2億円の使途については、唯一、この当時の経済部理事であった方からのみの発言でありました。2月末で不足が見込まれる資金として9000万円、そして会社がテナントから売上預り金を運用しなくても経営ができるような経営体質にするために必要な資金として1億1000万円と説明しているのは、この部分だけであり、この方だけでありました。一応、それをつけ加えまして、私がこのように記載させていただいた状況でありましたことを説明として加えさせていただきます。

以上です。

○丸野達夫委員長 ほかにありますか——どうしますか。個人名のままでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、大半が個人名のままでよろしいということなので、そのようにいたしたいと思います。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、ただいま各委員からいただいた御意見を踏まえて、原案の作成をしたいと思います。

次に、②「法律の専門家等の助言について」協議いたします。

一覧表を見ますと、全会派の意見が弁護士等専門家の助言は必要とのことでありますので、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、鈴木弁護士に対する回答文書につきまして、さきほど決定した原案をもとに、今後契約する弁護士から助言をいただきながら適宜修正し、最終案を作成の上、協議していきたいと思います。

今後、どの弁護士とどのような内容で法律顧問契約を結ぶかを協議しなければなりません、契約の仕様書につきましては、その原案を事務局に検討していただくことにしたいと思います。

また、弁護士の選定につきましては、各会派から候補者を推薦していただき、事務局作成の仕様書に基づき、見積書と経歴書等の業務実績のわかる書



類を徴した上で、本委員会で協議し、決定してまいりたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、会議終了後に推薦様式を配付いたしますので、8月30日午後5時までに事務局へ提出し、9月1日午後1時30分から本委員会を開催し、弁護士の選定等を協議したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。（「午後1時ですか」と呼ぶ者あり）午後1時30分です。午前中に議会改革検討委員会がありますので。

8月30日を締め切りにしまして、9月1日午後1時30分から弁護士選定の協議をしたいと思います。

一応、フォーマットができていますので、今、皆さんに配付して見てもらって、直すところがあればまた直しながら対応いたします。

〔資料配付〕

**○丸野達夫委員長** ここを直してほしいというところがあれば、また後で言ういただければ直しますので。

それでは、推薦弁護士の提出期限を8月30日午後5時、その内容を協議する委員会を9月1日午後1時30分といたします。

次に、③「記録の提出期限の再延長について」協議いたします。

全会派の意見が、再延長は必要とのことでありますので、具体的な期限を協議していきたいと思います。

期限をいつまでにすべきか、御意見等ありますか——まあ、いきなり言われてもわからないと思うので、弁護士さんの関係もあるので、一度事務局に説明を求めたいと思います。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** まず、今後の弁護士選定の流れを若干説明させていただきますと、8月30日までに、ただいま御説明したとおり各会派から推薦していただく弁護士さんを上げていただきたいと思います。その上で、9月1日に本委員会を開催して、各会派から複数人の推薦弁護士が上がってくるかと思いますが、その複数の弁護士の中から、具体的に見積もりや業務実績のわかる書類をどなたから徴したらいいのかということ、9月1日の委員会で協議していただくことを想定しております。

〔携帯電話着信音鳴動〕

**○丸野達夫委員長** 済みません、傍聴人に申し上げます。電話は廊下でお願いいたします——聞こえていますか。電話は廊下でお願いいたします。もしできなければ、退室を命じます。よろしいですか。

はい、続けてください。

**○齋藤賢剛議事調査課長** そして、9月1日の委員会では、その推薦いただいた中から具体的に見積もりを徴する弁護士を決めていただきたいと思います。

す。そして、仕様書等も確認の上、議会事務局において複数人の弁護士から見積もりを徴した上で、さらにその次に開催される委員会において、具体的に金額や業務実績等を勘案しながら顧問弁護士の方を1名決定していただくという流れを考えておりますので、おのずとその1名の弁護士が決まるのが、恐らく9月中旬くらいにはなってしまうのかなと考えております。それから契約行為に移りますので、それらの事務作業等を勘案すると、最終的に正式な契約を結べるのは、どうしても9月下旬から10月上旬にかけてになってしまうのかなと思います。それを経た上で、本日一旦原案を決定した回答文案を弁護士に見ていただき、修正した上で、修正内容でよろしいかどうか本委員会を開催して協議した上で、鈴木弁護士に回答をお返しした上での記録の提出という部分で、多分そこからまたさらに1週間ぐらいをあけるということになりますと、10月下旬あたりになってしまうのかなと事務局では考えております。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ただいまの事務局の説明ですと、物理的に10月下旬になってしまうということですが、それを踏まえて提出期限を決めたいと思いますが、御意見ありますか。赤木委員。

**○赤木長義委員** 仕方ないですよ。

**○丸野達夫委員長** まあそうですね。それは仕方ないことだとは思いますが。

それでは、提出期限を決めなければいけないので、――10月末日は何曜日ですか。

**○齋藤賢剛議事調査課長** 済みません。10月末日は31日になりますので、火曜日になります。

**○丸野達夫委員長** 10月31日火曜日でよろしいですか。（「切れがいいですよ、ちょうどね」と呼ぶ者あり）ええ。そうだとは思いますが、まあそれでだめということであれば、先にしますけれども。（「いいんじゃないですか、10月いっぱい」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、改めてお諮りしたいと思います。

記録の提出期限の再延長の件を議題といたします。

去る8月9日の本委員会で、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業公募申請書、公募申請提出日平成24年2月23日、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金交付申請書、交付申請提出日平成24年7月18日、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書、実績報告書提出日平成25年4月9日、地階飲食店の出店に伴う工事の見積書、青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について市が調査した中で記載誤りのある契約書が

合計 7 通確認された契約書、「アウガ 1 階水の遊歩道工事①、②」、「アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド」に関する工事の見積書の記録の提出期限を 8 月 30 日までに延長することに決定いたしました。審査の都合により、平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業公募申請書ほか 5 件の記録の提出期限を 10 月 31 日まで再延長することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は、記録の提出期限を 10 月 31 日まで再延長することに決しました。

次に、記録の提出期限の延長を議題といたします。

去る 8 月 9 日の本委員会で、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、青森駅前再開発ビル株式会社内監業者一覧を示す書類、青森駅前再開発ビル株式会社計算書類（決算書一式）第 20 期、第 21 期、第 22 期、青森駅前再開発ビル株式会社平成 24 年度取締役会議事録の記録を 9 月 11 日までに提出を求めることに決定いたしました。審査の都合により、青森駅前再開発ビル株式会社内監業者一覧を示す書類ほか 2 件の記録の提出期限を 10 月 31 日まで延長することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は、記録の提出期限を 10 月 31 日まで延長することに決しました。

これで、案件の 2 を終了いたします。

案件の 3 「証人喚問について」を議題といたします。

前回 8 月 16 日の本委員会では、元青森駅前再開発ビル株式会社の経理担当職員及び常務取締役並びに有限会社沼田建設の主任技術者の 3 名を証人として出頭を求める方向性が確認されております。

先ほどの上申書への回答文案にも記載されておりますが、本委員会は、罰則規定を伴う強い調査権限を有していることから、その行使に当たっては、熟慮の上慎重に進めなければならないと考えております。

先ほどの協議で、今後、弁護士からの助言を仰ぐことが決定されておりますことから、証人喚問についても、弁護士との法律顧問契約を締結した後に進めるべきものと考えます。

そのため、予定した 3 名の証人喚問につきましては、一旦保留とし、今後、弁護士と相談しながら進めてまいりたいと考えておりますが、いかがでしょ

うか。御意見ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 赤木委員、大丈夫ですか。いいですか。

○赤木長義委員 いいです。

○丸野達夫委員長 それでは、予定した3名の証人喚問につきまして、一旦保留とさせていただきます。

案件の3をこれで終わります。

案件の4「記録の提出期限の延長について」を議題といたします。

議事調査課に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 記録の提出期限の延長についてであります。

8月16日開催の本委員会におきまして、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対しまして、平成24年7月25日「アウガ1階『スイーツコーナー』工事」の工事の請負契約書（請負金額7,200,000円）外12件の記録の提出を8月28日までに求めることを決定し、翌8月17日付で議長名により文書を送付したところであります。

その後、お手元に配付の上申書のとおり、同社代表取締役から、このたびの記録の提出に関し提出期限の延長を求める上申書が提出されております。

上申書によりますと、9月は上期の締め作業、経営審査、9月30日工期の現場引き渡し等業務多忙のため、提出期限を10月5日以降にさせていただきたいとのことであります。

このことについて、御協議をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 それでは、記録の提出期限の延長について協議いたします。

御意見等ありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 まず、この理由ですけれども、記録の提出ができない場合には、記録の提出ができない旨の通知をすると。そして、その正当な理由があるかどうかについては、100条委員会で判断をするという決まりになっているんですけれども、普通、この正当な理由というのは、一般的には病気とか公務とか事故とか慶弔とかが考えられて、なおかつ、その理由であっても正当性があるかどうかを100条委員会が判断するというところで、忙しいからというのは、普通に考えれば正当な理由とは判断されない。そもそも、この忙しいという理由で提出しなくてもいいというのを認めてしまうのであれば、どこに資料を求めても、正当な理由として忙しいということが認められるのであれば資料は出てこないということになってしまうので、少なくともまずこの理由に関しては、私は認められないと思うのと、あと、この記録の提出期限の延長についても、1カ月以上の延長というのは、ある資料を探してそ

これを委員会に提出するものなので、やはり余りにも延長期間も長過ぎるので、これについては、私は少なくとも、この上申書に正当な理由があるとは認められないとまずは思います。

**○丸野達夫委員長** ほかに御意見ありますか。はい、仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 今、山脇委員もおっしゃいましたけれども、ここで私どもが求めている工事請負契約書だとか書類は、本当に、忙しいから出せないというものではないと私は考えます。きちんと整理さえしていれば、それがどこにあるかわけがわからなくて探すというものではないと思うんですよね。ですから、私はこれは、10月5日までなどという、そのように延ばすことは、私はおかしいなと思って、やはり8月28日まできちんと出していただきたいことを、私は意見として申し上げたいと思います。

**○丸野達夫委員長** ほかにありますか。はい、中村委員。

**○中村美津緒委員** 私もほとんど同様であります。私たちの当委員会が、8月28日までの期日を設けました。これは、私たち委員会が定めた期間が期限となりまして、その期限内に提出する義務が——この有限会社沼田建設代表取締役である沼田氏が、この義務を果たさなければいけないと私は考えております。しかしながら、当委員会が求めましたこの13件の記録提出であります。存在するものと存在しないものがあれば、存在するものだけでも8月28日の期限に間に合わせていただきたい。そして、存在しないものに関しましては、その存在しない理由を明確にして私たちに提出していただきたいと考えております。万が一、それも拒むようであれば、私たちは次の処置に、議会に諮らなければいけないことになってしまいますので、そういったことも避けるために、この有限会社沼田建設代表取締役の協力を強く願うものであります。

以上です。

**○丸野達夫委員長** ほかにありますか——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** なければ、まずお諮りしたいと思いますが、当然、求められた沼田氏が延長を求めておりますので、これについてお諮りしたいと思います。

記録の提出期限の延長の件を議題といたします。

去る8月16日の本委員会で、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対し、平成24年7月25日「アウガ1階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約書（請負金額7,200,000円）、平成24年7月25日「アウガ1階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約仕様書に記載されている「甲」指定の申請書に作業時間、技術者等作業員の人数・名前等必要事項を記入した書類一式、平成24年12月3日「ア

ウガ地階『食の街道めぐり・テナント新設工事』の工事請負契約書（請負金額 16,999,500 円）、平成 24 年 6 月 27 日「アウガ地階『区画整備・テナント新設工事他』」の工事請負契約書（請負金額 8,400,000 円）、平成 24 年 6 月 27 日「アウガ地階『区画整備・テナント新設工事他』」の見積書（見積金額 8,400,000 円）、平成 25 年 3 月 5 日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の工事請負契約書（請負金額 19,998,090 円）、平成 25 年 3 月 5 日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の見積書（見積金額 19,998,090 円）、平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事①」の工事請負契約書（請負金額 1,680,000 円）、平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事①」の見積書（見積金額 1,680,000 円）、平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事②」の工事請負契約書（請負金額 2,971,500 円）、平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事②」の見積書（見積金額 2,971,500 円）、平成 24 年 6 月 27 日「アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド『新規テナント』増設工事」の工事請負契約書（請負金額 8,820,000 円）及び平成 24 年 6 月 27 日「アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド『新規テナント』増設工事」の見積書（見積金額 8,820,000 円）の記録を 8 月 28 日までに提出することを決定しましたが、同社代表取締役から、9 月は上期の締め作業、経営審査、9 月 30 日工期の現場引き渡し等業務多忙との理由により、提出期限を延長してほしいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

この申し出には正当な理由があると認め、平成 24 年 7 月 25 日「アウガ 1 階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約書（請負金額 7,200,000 円）ほか 12 件の記録の提出期限を 10 月 5 日まで延長することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

平成 24 年 7 月 25 日「アウガ 1 階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約書（請負金額 7,200,000 円）ほか 12 件の記録の提出期限を 10 月 5 日まで延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

**○丸野達夫委員長** 起立者がおりません。

よって、本件は、記録の提出期限を 10 月 5 日まで延長することは否決されました。

全委員の意見が記録の提出期限の延長を認めないということでありますので、8 月 28 日の提出期限を待って、本委員会の今後の対応を協議したいと思えます。

今後の対応を協議するための本委員会の開催を8月28日午後3時にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「すごいな」と呼ぶ者あり）結局、来るか来ないかわからないものですから、（「9月1日にしておくのはだめなんですか」と呼ぶ者あり）そうすると、来なかったときの対応ができなくなるので。（「ああ、そういうことか」と呼ぶ者あり）はい。

では、8月28日午後3時にしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、次回の開催を8月28日午後3時といたします。

案件の4をこれにて終わります。

案件の5「記録の提出について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** それでは、お手元に配付のアウガ問題調査特別委員会記録提出要求書をごらんください。

新政無所属の会会派の中村美津緒委員から、3件の記録提出の要求がありました。このことについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

それでは、具体的調査事項3「平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び『アウガ1階水の遊歩道工事①』、『アウガ1階水の遊歩道工事②』、『アウガ1階1—8区画ガールフレンド』の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」についての調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、請負代金14,800,000円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る見積書、請負代金14,800,000円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る工事請負契約書、請負代金14,800,000円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る工程表の記録の提出を、平成29年9月4日までに求めるものであります。

初めに、私から中村委員にお聞きします。まず、資料の要求先を特定した経緯をお知らせください。

なお、要求先は第三者であります。委員の皆様には、私の許可がない限り、第三者である要求先の法人名は伏せて御発言いただきますようお願いいたします。

中村委員、お願いいたします。

**○中村美津緒委員** 御説明させていただきます。

内装施工業者、D社とさせていただきます。これまでの委員会におきまして、いろいろな社名そして下請業者の名前が出てきました。しかしながら、特定するに至ることはこれまでなかったのであります。複数の証言と、そ

して先ほども皆様に御説明いたしました——青森県庁の北棟の1階にある決算等届出書というものは、青森県に登録している業者のものであれば誰もが閲覧でき、そして開示請求することによって手にすることができる書類であります。

その中で、私と山脇委員がその北棟の1階の場所に行き、ある程度の時間をかけて、資料を引き出して検閲した結果、この内装施工業者D社に——皆様のお手元の資料の最後のページをごらんください。工事経歴書というものが添付されていると思います。その3行目に、注文者、いわゆる発注者であります。社名を申し上げますと有限会社沼田建設と記載されており、下請と書いてあります。そして、工事名がガールフレンドアウガ店内装工事ということでありまして、請負代金が14,800,000円となっております。しかしながら、これまで青森駅前再開発ビル株式会社が沼田建設に発注した金額は、8,820,000円というように工事請負契約書にも記載されており、この請負金額にちょっと相違がありますが、この内装施工業者D社が施工したということは確認済みでありました。また、多数の業者にも確認したところ、間違いないということでありました。D社に見積書、工事請負契約書、工程表の3つを求めることによって、今、疑義が残っているはず1つの——この隣に接しているテナントがスイーツコーナーで、ここは補助金の事業でありました。その補助事業のスイーツコーナーが、交付決定前に工事されたのではないかという疑義が生じております。ですから、この内装施工業者D社の工程表を得ることで、実際にどのような時期に工事されていたのかがまずわかる。これが1つ。

そして、この工事請負契約書に添付されているはずの見積書等があれば——また1つ疑義が残っているのが、スイーツコーナーにはガス工事がされることはないのにもかかわらず、沼田建設の見積もりにはガス工事代が記載されておりますことから、それを私たちが確かめるためにも、この内装工事会社D社にこの3つの書類を求めることで、早急に疑義が解明できるのではないかなと思ひまして、地方自治法第100条第1項を適用いたしまして、内装工事会社D社に求めるものであります。

なお、提出期限は、今から10日後の平成29年9月4日までに期限を定めたものであります。

説明は以上でございます。

**○丸野達夫委員長** ありがとうございます。

中村委員に申し上げます。

先ほど、中村委員の説明の中で、多数の会社から聞いたという話がありましたが、本委員会は公的な文書とここでの発言のみを証拠にしますので、県庁からとった資料を証拠として挙げてください。



それでは、ただいまの説明に対し、各委員からの質疑はありますか――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、中村委員の御意見は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、各記録の提出を平成 29 年 9 月 4 日までに求めるものがあります。

また、本委員会の運営要領では、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づかず、任意で求めることも可能としております。なお、任意要求したものに付きましては、写しの交付を求めることになり、資料の提供を拒否した場合でも罰則規定はありません。

そこで、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づくべきか、任意とするべきかを協議してまいります。

御意見ありますか――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** なければ、中村委員の求めに応じ、100 条で求めることでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** それでは、改めてお諮りしたいと思います。なお、これより要求先の法人名は実名で進めることといたします。

記録提出の件を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項の「平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び『アウガ 1 階水の遊歩道工事①』、『アウガ 1 階水の遊歩道工事②』、『アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド』の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項」についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、株式会社カクヒロ船場代表取締役社長松田隆氏に対し、9 月 4 日までに、請負代金 14,800,000 円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る見積書、請負代金 14,800,000 円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る工事請負契約書、請負代金 14,800,000 円ガールフレンドアウガ店内内装工事に係る工程表の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

案件の 5 は、これにて終わります。

案件の 6 「その他」であります。

その他、皆様から御意見等ありますか。はい、秋村委員。

**○秋村光男委員** 確認をさせていただきたいんですが、上申書への対応の件です。先ほど、法律の専門家の助言についてということで、ほとんど一—ほとんどというよりも、皆さんが必要だということなんですが、これは、鈴木先生から上がった上申書の中の、委員会としても専門家の御意見を参考にしたらいかがですかというその項目に基づいて弁護士をつけるという意味なのか、そうではなくして、これからの今後の対応全般について、やはり専門家と対応するためには、委員会としても専門家をつけなければならないということなのか、それはどう理解すればいいでしょうか。

**○丸野達夫委員長** 先ほど申し上げたのは、証人喚問でもやはり相手の人権等もありますので、そのことを配慮する上でやはり弁護士が必要であろうということで、一旦保留にして、弁護士と相談しながらその進め方を協議していきたいというように諮ったつもりですので、全般に対して弁護士を雇用したいということです。

〔秋村光男委員「はい、了解しました」と呼ぶ〕

**○丸野達夫委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** なければ、記録の提出について申し上げたいと思います。

本日を提出期限としておりました市に対する青森市「食」街道めぐり事業補助金交付申請書ほか2件の記録につきましては、事務局に状況を報告願います。議事調査課長。

**○齋藤賢剛議事調査課長** 市に対して記録の提出要求をしていた件ですけれども、市の執行部に確認いたしましたところ、現在決裁中であるとの報告を受けております。今後決裁が済み次第、議会事務局へ記録の提出があるものと思われまので、少なくとも本日中には、委員の皆様には記録の閲覧ができる環境が整うかと考えております。準備が整い次第、改めて事務局から委員の皆様にご連絡差し上げたいと思います。

以上でございます。

**○丸野達夫委員長** 本日中に記録の提出があるということですので、それを皆さんに報告いたしますので、お待ちください。

何か御意見ありますか。はい、山脇委員。

**○山脇智委員** きょう午後にも記録が提出されて見ることができると、あと、8月28日にもう委員会の開催が決定されているので、その委員会の開催の際に、今回閲覧した資料について経済部に何点か聞くことも出てくると思うので、その際に経済部の説明者の出席を求めたいと思います。

**○丸野達夫委員長** はい、わかりました。まあ、必要に応じて求めていくということを議決しておりますので、その要望があれば、そのように図りたい

と思います。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** なければ、次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、先ほど確認いたしましたとおり、8月28日午後3時からとなります。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも所期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸野達夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )